

こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行について

1 背景

これまで待機児童対策や幼児教育、保育の無償化、児童虐待防止などの施策の充実が図られてきましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻となっています。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、協力に進めていくことが急務となっています。

このため、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔としてこども家庭庁が設置され、また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法としてこども基本法が制定されました。

2 こども家庭庁について

(1) こども家庭庁の任務

こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務としています。

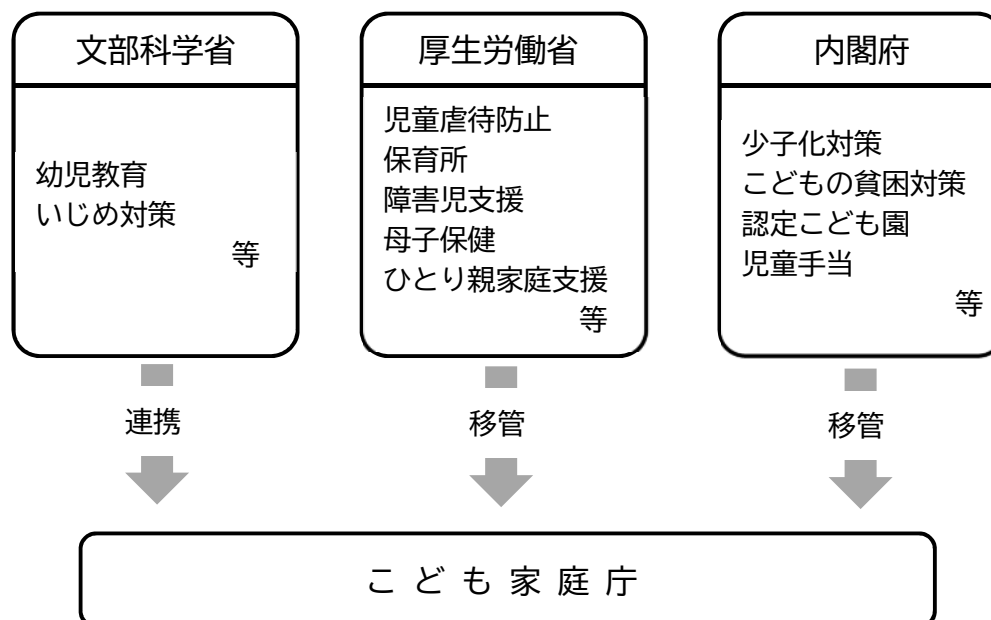


図 こども家庭庁のイメージ

(2) こども家庭庁の体制

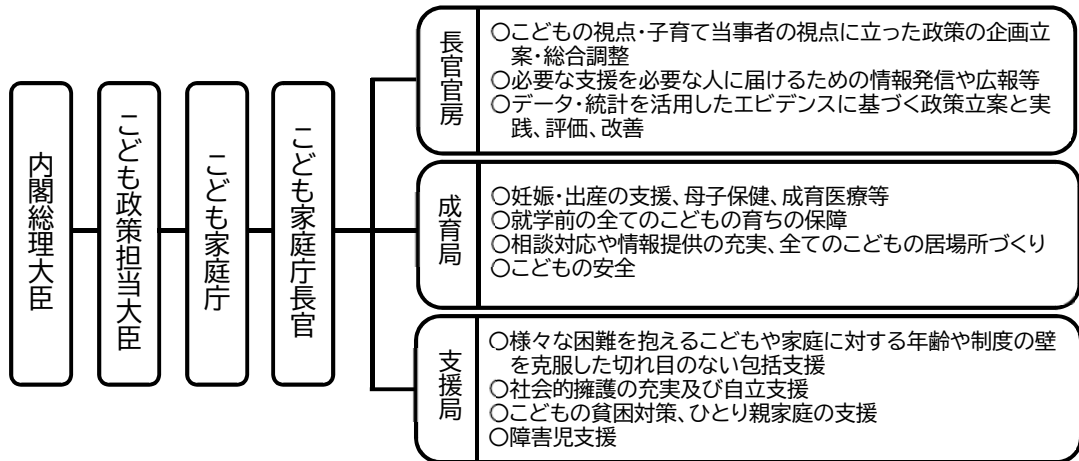


図 こども家庭庁の体制

3 こども基本法について

こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法です。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映、地方公共団体の責務等について定められています。(別添資料参照)

こども基本法の構成

第一章 総則	第 13、14 条 関係者相互の有機的な連携の確保等
第 1 条 目的	
第 2 条 定義	第 15 条 この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知
第 3 条 基本理念	
第 4 条 国の責務	
第 5 条 地方公共団体の責務	第 16 条 こども施策の充実及び財政上の措置等
第 6 条 事業主の努力	
第 7 条 国民の努力	第三章 こども政策推進会議
第 8 条 年次報告	第 17 条 設置及び所掌事務等
第二章 基本的施策	第 18 条 組織等
第 9 条 こども施策に関する大綱	第 19 条 資料提出の要求等
第 10 条 都道府県こども計画等	第 20 条 政令への委任
第 11 条 こども施策に対するこども等の意見の反映	
第 12 条 こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等	

4 国の主な動向（令和5年度）

令和5年4月18日	こども政策推進会議※（第1回） ⇒ こども大綱案の作成にむけて、こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から今後5年を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問することが決定しました。 ※ 委員：内閣総理大臣を長とした関係閣僚
令和5年4月21日	こども家庭審議会※（第1回） ⇒ 内閣総理大臣からこども大綱案などの策定に向けた諮問が行われました。また、同審議会の下に3分科会と8部会を設置し、審議を行うことが決定しました。 ※ 委員：学識経験者や大学生、子育て当事者など25名

こども大綱は令和5年秋頃に閣議決定予定



こども大綱を勘案し、越谷市第3期子ども・子育て支援事業計画※を策定
(※こども基本法第10条に規定する市町村こども計画と一体のものとして策定予定)

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されることともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
 こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする